

# 平成30年度行政事業レビュー 公開プロセス対象事業リスト

(単位:百万円)

府省名	外務省	外部有識者会合開催日			5月11日	公開プロセス開催日	6月12日	
事業番号	事業名	平成29年度 補正後予算額	平成30年度 当初予算額	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
0116	領事システム	3,149	3,127	エ	年間約389万冊の旅券を発行する「旅券発給管理システム」、発給件数年間約538万件の査証を発給する「査証システム」、全世界で約134万人(平成28年10月)の在留邦人の在留届データを管理する「領事関連データ管理システム」、在外邦人に海外安全情報を発出する「『たびレジ』システム」等の領事業務に関連する情報システムの安定的な運用、領事業務のOA化を推進する。 このため、平成22年4月に改定した「領事業務の業務・システム最適化計画」に則り、「旅券発給管理システム」、「査証システム」及び「領事関連データ管理システム」を統合して「領事業務情報システム」を構築した。引き続き業務の効率化、国民サービスの向上等を目指す。	領事サービスは、外務省の事業の中でも最も国民生活に身近な業務であり、国民の視点に立った対応が特に求められるところ、そのためのシステムはそのサービスの根幹をなすものといえる。したがって、本事業を公開検証の対象とすることは有意義と考える。	(1)領事事務関連システムの統合が随時行われ、運用経費の削減が進められているところ、その運用経費の圧縮の状況いかに。 (2)領事事務関連システムの統合の結果、領事サービスがどのように向上したか。 (3)統合したシステムの発展性(在外選挙における活用、マイナンバーとの連携等を含む)についての検討状況等。 (4)調達においては競争性が確保されていたか、またセキュリティは確保されていたか。	
0129	(独)国際協力機構運営費交付金(技術協力)(青年研修)(セグメントシート0129-01:開発協力の重点課題)	154,316	149,764	イ	青年研修とは、開発途上国の将来のリーダー的役割を担う青年層(20歳～35歳程度)を対象とし、日本の各専門分野における技術/制度の概要や日本のこれまでの経験や日本社会の背景を理解する研修。 1984年に「青年招へい事業」としてASEAN諸国との友好と協力関係を深めることを目的に開始されたが、2007年には「青年研修」として、対象国の開発課題の解決にかかわる知識・技術の習得に焦点をあてた内容に改編され実施されている。	2007年の改編から既に11年が経過し、開始当時に設定された事業目的(「将来の課題解決の取り組みに資する技術分野の基礎的知識の向上や新たな気づきを通じた意識の向上」)そのものや実施手法の妥当性について外部の観点を入れて公開点検を行うことは有意義と考える。	(1)資金投入量に見合った効果が発現しているか。 (2)開発効果の観点から、課題別研修との差別化が図られているか。 (3)実施手法(コースの内容、対象国、研修実施先の選定等)において本来の目的に合致したものとなっているか。	
0179	国際機関職員派遣信託基金(JPO)拠出金	2,249	2,302	ア	JPO派遣制度は、1961(昭和36)年の国連経済社会理事会決議第849号により設けられた制度であり、国連ホームページによれば、2018年4月現在、国連事務局へのJPO派遣については、35か国が実施。我が国はこの制度を1974(昭和49)年に導入し、給与、渡航費用、諸手当、派遣先国際機関での研修費等を外務省が負担して、将来国際機関で勤務することを志望する35歳以下の若手日本人を、原則2年間(派遣者の一部については、派遣者の任期終了後の正規採用の可能性を高めるために任期を最長3年まで延長)国際機関に派遣し、勤務経験を積むことにより、将来における国際機関の正規職員となるために必要な能力を身に付け、ひいては国際機関に勤務する日本人職員の増強を図っている。	日本の財政的貢献に比して、国連を始めとする国際機関における日本人職員数は依然少ない状況にある。こうした状態を改善していく上で、本拠出金は非常に重要であり、本年度の政策評価の対象にもなっている。このような重要施策について、公開点検を行うことは有意義と考える。	(1)優秀な人材の発掘・育成のための方策が実施されているか。 (2)人事、理系、会計等の官房分野についても、優秀な人材の発掘がなされているか。そのための広報手段は確立されているか。 (3)派遣者一人あたりの単価は適正か。どのような基準に基づいて決定しているのか。 (4)事業全体に対する費用対効果を検証可能とする評価できるシステムは導入されているか。	

(注2)事業番号欄には、平成29年度行政事業レビューにおける事業番号を記載する。

(注3)対象事業は事業単位で対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと(なお、特に議論する必要のある箇所については、論点において整理すること。)

(注4)選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1)①のア～オのいずれに該当するかについて記載する。

(注5)「EBPMの試行的実践」の対象候補事業がある場合は、備考欄にその旨記載する。